

# 第6回 ODR推進検討会 議事録

第1 日 時 令和3年3月8日（月） 自 午前10時00分  
至 午前11時58分

第2 場 所 法務省20階「第1会議室」

第3 議 題 1. 開会  
2. 執行力の付与に関する取りまとめ案について  
3. 今後のODRの推進に向けた進め方について  
4. 閉会

第4 議 事 (次のとおり)

## 議 事

○豊澤部付 それでは、時間になりましたので、これからODR推進検討会を開会させていただきます。

ウェブ会議システムで参加されている方は、カメラをオンにいただければ幸いです。

今回も多くの方にウェブ会議により会議に参加していただき、ありがとうございます。この会議での発言方法については、これまでと同様に挙手機能等を活用して御発言いただければというふうに考えております。

それでは、垣内座長、よろしくお願いいたします。

○垣内座長 おはようございます。私の声は聞こえていますでしょうか。ありがとうございます。

それでは、本日の議事に入らせていただきます。

お手元に議事次第があるかと存じますが、議事次第にございますように、本日の議題としては二つを予定しております。記載の順序によりまして、まずは執行力の付与に関する取りまとめ案について御審議をお願いしたいと存じます。その後、もし時間に余裕があるようでしたら、今後のODRの推進に向けた進め方についても審議をお願いしたいと考えております。

それでは、早速ですが、議題の一つ目についての審議に入りたいと存じます。

この検討会におきましては、これまでADR機関等に対するアンケート、あるいはヒアリングを実施いたしまして、我が国のADRの実情を踏まえつつ、ADRにより成立した和解合意に執行力を付与することの是非につきまして、そのニーズあるいは弊害・隘路、弊害・隘路を防止するための方策といった幅広い観点から多様な御意見を頂戴したというように承知しております。

本日は、これまでの議論を踏まえまして、取りまとめに向けて更に御議論を頂ければと考えております。

議論のたたき台となる資料を事務局に作成していただいておりますので、まず、事務局から資料の御説明をお願いいたします。

○豊澤部付 事務局の豊澤でございます。それでは、資料1を御覧いただければと思います。

資料1は、これまでのアンケート、ヒアリングの結果や、委員やオブザーバーの皆様の御意見を踏まえて作成した取りまとめのたたき台でございます。本日はこのたたき台につきまして、委員やオブザーバーの皆様から率直な御意見を賜りたいと存じます。

なお、本検討会の取りまとめにつきましては、法制審議会の仲裁法制部会での調査審議にも資するものと思われまますので、資料として提出することも考えております。

それでは、資料1の内容について簡単に説明させていただきます。

まず1ページ目を開いていただければと思います。1ページ目の第1、はじめにの部分につきましては、ADRにより成立した和解合意に執行力を付与することの是非について、これまでの議論状況や、本検討会の検討事項とされた経緯についてまとめたものとなります。

次に、3ページをお開きいただければと思います。3ページの第2は、執行力を付与することの是非についての検討の具体的な内容を記載したものとなります。第2の冒頭のところに【P】認証ADR等の利用の実情について言及することを予定と記載しておりますが、こ

この部分につきましては、アンケートやヒアリングの前提となる我が国におけるADRの実績や実情といったことを紹介する予定としております。

続きまして、同じページの1では、執行力を付与することに関するニーズについて記載しております。アンケートやヒアリングにおいて執行力の付与を求める声が多数であったことを踏まえつつ、そのニーズが合理的なものかどうか、アンケートなどに表れた実情に即して具体的な検討を加えて、その合理性があるのではないかというような方向性でまとめております。

次に、7ページを御覧いただければと思います。2では、執行力を付与することの弊害や隘路について記載しています。アンケートやヒアリングでは、具体的な弊害や隘路について、ここにあります(1)①から⑤までのものが挙げられて、これらの点について様々な御意見等を頂いたところでございました。こちらを事務局の方で少し整理しまして、それぞれの事項ごとに議論状況をまとめさせていただいたというものになります。

次に、11ページを御覧いただければと思います。仲裁法制部会においては、執行力の付与について、国際事案と国内事案とで差異を設けることの妥当性についても議論がされておりますので、この3の部分では、国内事案と国際事案におけるニーズ及び弊害について比較検討した結果を記載しております。本検討会におきましては、少なくとも弊害面においては、国際調停と国内調停では有意な差がないのではないかの御意見が多数であったかと思っておりますので、そのような方向でまとめさせていただいております。

次に、14ページを開いていただければと思います。4では、弊害や隘路を解消するためにどのような方策を採るべきかについての検討結果を記載しております。仲裁法制部会におきましては、(1)①の当事者間の執行合意と、②の裁判所による執行決定、この二つを執行力付与の要件とすることは前提として議論が進められているものと認識しているところではございますので、この取りまとめにおきましても、主としてこの③と④の条件についての検討結果を記載しております。この③と④の部分については、本検討会でも皆様から様々な御意見が出たところでございまして、完全な意見の一致を見るには至らなかったものと認識しているものではございますけれども、一方で、こうした御意見のいわば最大公約数となるところを記載させていただいて、このようにまとめさせていただいたところになります。

続きまして、17ページをお開きいただければと思います。17ページの5では、執行力付与の適用除外とすることが考えられる紛争の範囲についての検討結果を記載しております。仲裁法制部会におきましては、(1)①から③までにありますように、いわゆる消費者紛争、個別労働関係紛争、家事紛争について適用除外とすることが検討されておりますので、これらの点についての本検討会での検討結果を記載しております。この適用除外の点についても、この検討会では多様な御意見があったものと承知しておりますが、法制審議会との関係では、こちらの検討会で様々な意見があったということを示す趣旨で、御意見を幅広く御紹介させていただいた上で、結論としては仲裁法制部会での調査審議に委ねるという形でまとめさせていただいております。

最後に、20ページを御覧ください。こちらが第3、おわりにというところで、これまでの議論をまとめさせていただいております。アンケートやヒアリングの結果、それから委員の皆様の御意見におきましては、ADRによる和解合意に執行力を付与すべきであるという

意見が多数を占めたものと事務局としては認識しておりますので、そのような方向性で記載させていただいております。

本文についてはここで終わりでございまして、21ページ以下ですけれども、別紙1が設置紙、別紙2がアンケート結果、別紙3がヒアリングの結果を概要として付けさせていただいております。

事務局からは以上でございます。

○垣内座長 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、資料3につきましては法務省民事局から御説明を頂ければと思います。よろしく申し上げます。

○法務省民事局 法務省民事局の福田でございます。資料3、仲裁法等の改正に関する中間試案(案)について、説明をさせていただきます。

仲裁法制部会におきましては、3月5日の第6回会議におきまして中間試案が取りまとめられました。この資料3は、そのときに使用した部会資料になります。第1、暫定保全措置に関する規律から、第5、民事調停事件の管轄に関する規律まで、全てここに網羅されておりますが、このODR推進検討会との関係で申しますと、第4、10ページ以下、こちらが主に関係する部分だと思っております。

前回の部会におきまして、委員、幹事の方から様々な御意見を頂きましたけれども、第4の調停による和解合意に関する規律につきましては、実質面において中間試案において変更する箇所はございません。少しかいつまんで御説明をさせていただきます。

10ページの第4の部分ですけれども、まず、この調停による和解合意に関する規律という見出しが、これでいいのかという指摘をいただきまして、執行決定というものが後にあるということを分かりやすくするような見出しを付けた方がいいのではないかという御意見を頂きました。

11ページの適用範囲のところですが、基本的には甲案、乙案が、「国際性」を有するもののみを対象とするかどうか、国内のものにまで広げるかどうかという対立軸を明確にする形で見出しを付けております。乙案の中で、乙1案が国内のものも全て取り込むという案でして、乙2案は「国際性」を有するもののほか、国内については認証ADRというものを前提として適用対象とするというものでございます。ただし、この乙2案は、12ページの(注)にもありますように、飽くまで一例としてこのような形で記載をしたものということですので、これ以外の案、例えば弁護士会ADRですとか、もっと進みまして、弁護士が手続実施者になるような場面、こういった場面を排斥するものではございません。この辺りの議論につきましては4月以降の部会で議論がされるものと承知しております。前回の部会におきましても、甲案、乙1案、乙2案、この三つの案を中間試案として提示した上でパブリックコメントに掛けるということについて、皆さん特に御異論はございませんでした。

3の一定の紛争の適用除外につきましては、先ほど豊澤部付からも説明がありましたように、消費者紛争、それから個別労働関係紛争、人事に関する紛争、その他家庭に関する紛争、これを一律除外という形で提案をしております。ただし、(注)を三つ付けております。まず、(注1)ですけれども、これは2の適用範囲のところにおきまして、どの案を採ったとしても、まず①から③というのは適用除外としますよということを明示した上で、仮に乙案を採った場合には、「国際性」を有するものと国内のものとの適用範囲について規律を変え

るということも十分考えられるということを示明しております。どちら向きの考え方もあると考えられますが、主に想定しているのは、国内のものについて家事紛争や消費者紛争を取り込むというような考え方が意見としては多かったように記憶しております。（注2）と（注3）につきましては、消費者紛争、家事紛争につき、一定の範囲、要件の下、執行力付与の対象とするということも考えられるのではないかとこの意見がありましたので、この点については引き続き検討ということで（注）を付けております。

それから、13ページの4、5、6辺りですけれども、この辺りにつきましては前回のたたき台の部分から大きな変更はございません。ただし、4の和解合意に基づく民事執行の合意というところにつきましては、前回までは執行受諾文言というような形で説明をさせていただいたものですが、シンガポール条約の規律を少し意識しまして、もう少し幅広に民事執行の合意を取り込むということを考えております。これは、将来的にシンガポール条約に加盟するという段になったときに、オプトイン条項というのがありまして、この条項との関係についても、また引き続き整理をする必要があるという形で部会では議論が進められております。

それから、14ページ以下ですけれども、和解合意の執行決定、16ページからは執行拒否事由、こういったところが記載されております。基本的にはシンガポール条約、それから、仲裁判断の執行決定の並びで記載をしております。この辺りについて特段、部会では委員、幹事の方から異論が示されている部分はありません。

部会におきましては、先ほど申し上げましたように、前回の部会で中間試案が取りまとめられましたので、今後、必要な手続、準備を進めまして、なるべく早期の段階でパブリックコメントに掛けるということを想定しております。その期間については、まだ最終確定はしておりませんが、ゴールデンウィークぐらいまでは期間を取りまして、広く意見の方をお寄せいただきたいと考えております。

私からの説明は以上です。

○垣内座長 御説明ありがとうございました。

それでは、まず、ただいま頂いた資料の説明についての御質問があれば、それを承りまして、その後に御意見を伺いたいと思います。まず、ただいまの資料1及び3につきまして、御質問がある方はおられますでしょうか。

説明の内容につきましては、差し当たりよろしいようでしょうか。特に御発言のお申出はないようですので、それでは、内容的な点について御意見を。

佐成委員、では、お願いします。

○佐成委員 佐成でございます。質問は、資料1の名義人といいますか、取りまとめの主体が法務省の大臣官房というふうになっていますが、これは当検討会の名義に変えるということは検討に値するのかどうかという、その点でございます。意見と言った方がいいのかもしれませんが、以上でございます。

○垣内座長 ありがとうございます。この文書の名義ということですが、事務局から何か。

○豊澤部付 事務局の豊澤でございます。御指摘のとおり、法務省大臣官房司法法制部という名義ではなく、ODR推進検討会名義にした方が適切かなと考えておりますので、御意見を踏まえてODR推進検討会名義にしたいと考えておりますが、このODR推進検討会名義に

変更することについて、何か御意見のある先生はいらっしゃいますでしょうか。

○垣内座長 何かほかの先生方で、特段御意見ございますでしょうか。

これは、この種の検討会では一般的にはどういう取扱いになっているのでしょうか。

○豊澤部付 私も全てを網羅的に把握しているわけではないですが、恐らく検討会の名義になっているものが多いのではないかと認識しております。

○垣内座長 ということですが、何かほかの委員の先生方から御発言ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

そうでしたら、今事務局からも御説明ありましたけれども、名義は本検討会という形の文書とするという方向で検討いただけるということですので、そのようにさせていただければと思います。

佐成委員、よろしいでしょうか。どうもありがとうございます。

それでは、ほかに御質問ということで、何か御発言を御希望の先生はおられますでしょうか。よろしいでしょうか。

そうでしたら、引き続きまして、資料1につきまして御意見をお持ちの委員あるいはオブザーバーの方々からの御意見を伺いたいと思います。御発言を御希望の方はお申し出いただければと思います。お願いします。

上田委員から御希望でしょうか。上田委員、お願いします。

○上田委員 ありがとうございます。今回の取りまとめにつきまして、事務当局に大変な御尽力を頂きまして、ありがとうございます。それで、前回までの議論を受けての各委員からの意見を取りまとめいただいたと理解しておりますけれども、8ページのウのところについて、前回発言しそびれたこともあり、もしよろしければ発言させていただきたいと存じます。

応諾率についての問題で、既にここでおまとめいただいておりますが、アンケートにおいて、執行力付与によって応諾率の低下を懸念する意見が比較的多かったと感じておりますので、この点について一言私見を申し上げさせていただければと存じます。

まず、この応諾率の低下の懸念につきましては、第1に、この検討会で、和解合意に執行力を付与するか否か、ADR機関の選択にもかからしめるという案も出ており、私もそれが適当ではないかなと思います。そうであれば、仮に応諾率の低下が現実に懸念される状況にある場合、ADR機関は執行力付与を行わないという手続設計で対応するということが考えられます。

第2に、和解合意に執行力が付与される可能性があることで応諾しないという相手方の行為選択が合理的なのかという問題も考えたいと思っておりました。紛争当事者による紛争処理手続選択の問題としてこの問題を捉えると、申立人は受理件数の増減というところで手続選択が数として表れると理解しております。そして、応諾率の増減は相手方にとっての手続選択に関係していると理解しておりました。そして、今回問題となっているのは執行力付与の可能性のある紛争ですので、少なくとも申立人が給付請求権の存在を主張していることを前提にできます。すると、ADRに応諾しなければ、後には支払督促なり、訴訟なり、他の債務名義形成手続が選択されますので、ADRに応諾しないという理由がよく分からなくなるように思います。単に消耗戦や引き延ばしを図る意図であるとか、相手方が法人で、決裁のために判決を要するなどの事情も考えられますけれども、これは執行力の有無とあまり連動しないのかなと思います。また、相手方が訴訟手続等、他の手続を積極的に選択したいと

いう理由で応諾しないのであれば、それは一つの選択として正当ですし、これも執行力の有無とは連動しないのかなと考えました。そう考えると、執行力付与の可能性によって応諾率が低下するおそれが仮にあるとすれば、それは必ずしも相手方の合理的な手続選択の結果ではない可能性もあるように感じます。そうであれば、この問題は執行力付与を断念することで解決するのではなくて、そのような相手方の行為選択を合理的な行為選択へ誘導するというのが、本来の在り方ではないかと考えております。

具体的にどうすべきかという定見はないのですが、例えば、ただの思い付きにすぎませんが、申立人がADR申立てに際して、和解合意の不成立を解除条件とする不起訴合意の申込み等を行うことで、相手方が応諾する限り裁判を起こさないという態度を表明することも考えられるのではないかと思います。不勉強で恐縮ですが、もしかしたら既に過去に議論のうえ反駁された見解かもしれず、また、法的にはあまり大きな意味がない申込みですが、受理や応諾が本来は当事者の手続選択問題であると理解すれば、このような意思の表示も手続選択をめぐる当事者間のコミュニケーションにおいて、それなりの意味があるかもしれないと考えました。

少し長くなり、申し訳ありませんが、以上です。

○垣内座長 どうもありがとうございます。応諾率の低下の懸念についてどう考えるのかという点について、詳細な御意見を頂きまして、それについて、この取りまとめに今頂いた御意見の趣旨を反映させるということを検討されたいという御意見ですけれども、この点について、事務局から何かコメント等ありますでしょうか。

○豊澤部付 御主旨は私の方でも理解できたつもりでございますが、どこまで書き加えるのかということについては、具体的な定見を持っているわけではないですけれども、どこかの部分に御主旨を書き足すことでよいのではないかと考えているので、委員の皆様のお感想はいかがでしょう。

○垣内座長 今の点について、何かほかの先生方から御発言おありでしょうか。

小澤委員が挙手をされていたのは、今の点に関する御発言の。

○小澤委員 違います、別です。

○垣内座長 また別の点ですか。ありがとうございます。

今の点につきましては、いかがでしょうか。今の上田委員の御発言の要旨は、応諾率低下が懸念されるというのは、相手方が不応諾という選択をすることに基づくということだけでも、その不応諾という選択に合理性があるかどうかという点については疑問があるのではないか、仮に合理性のない選択なのだとなれば、執行力付与を断念するというよりは、むしろ執行力付与の可能性を認めつつ、相手方をより合理的な選択に導くような方策を検討するというのが本来の姿ではないかといったような御意見で、その具体的な対応策についても御示唆を頂きましたけれども、趣旨としてはそういう御意見と承りましたけれども、それでは、その点について、文言を工夫させていただいて。

斉藤委員が挙手をされているようですけれども、今の点について御発言でしょうか。

○斉藤委員 斉藤です。趣旨は了解しましたし、反対する意見ではないのですが、応諾率の低下は、これは事実として懸念されている問題としてあるということは間違いないと思います。それから、人間の選択というのはそう合理的ではないので、執行力が付与されることを理由に応諾しないのは不合理だと言われても、それで「はい応諾します」と言う人ばかりではな

いという現実というか、実態があります。ですので、反映されること自体は全然異議はないんですけれども、応諾率の減少を心配する向きがあることは維持していただければと思います。

○垣内座長 ありがとうございます。合理的に選択というのは、規範的にはそうかもしれないけれども、事実の問題として実際に合理的に選択しない関係者が多数いるということになれば、結果として応諾率の低下という事態は生じ得るということなので、それについての懸念ということは一応考えられると、その点も踏まえた記載であるべきであろうと、そういう御指摘かと思えますけれども。

どうでしょうか。では、今の斉藤委員の御意見の趣旨も踏まえた形で、更に修文を少し検討させていただくということによろしいでしょうか。

そういたしましたら、今の上田委員の御発言に関する点につきましては、以上でよろしいでしょうか。

よろしいようでしたら、お待たせしておりましたけれども、小澤委員から御発言の希望がありましたので、小澤委員、お願いいたします。

○小澤委員 ありがとうございます。幾つかあるのですが、まとめてお話しした方がいいでしょうか、それとも一つ一つ行きますか。

○垣内座長 幾つぐらいおありですか。

○小澤委員 三つです。

○垣内座長 三つまとめてでもよろしいかと思えますけれども。

○小澤委員 分かりました。

7ページ、8ページ目の、当事者の合意をどのように担保するかというところに1点、意見がございます。実務的にはすごく大きな課題になるように考えておまして、つまり、執行力の付与について当事者に説明が必要になると思いますが、どのような段階でどのような説明をするべきか、ということが問題になるのではないかと考えています。

すなわち、手続実施者としては、和解の内容によって執行力の必要性も当然変わってきますので、調停実施前には、場合によっては条項に執行力を付与することもあり得るという程度の一般的な説明にとどめて、それに対して当事者の同意を得ることになるのかなというふうに考えています。その後、一定程度調停が進行して条項案が整理できたような段階において、当該調停における執行力について具体的な説明をして、それに対して当事者の同意を得るという、2段階の説明と同意が必要になるのかなというふうに思っています。執行力を付けるということは、ある意味において相手方を信用していないということが前提でもあるので、具体的な説明と、同意段階で一方当事者が不意打ち的に感じて離脱してしまうというような事態にならないように、それぞれの段階における説明や同意の取得方法について細心の注意が必要だろうなというふうに思いました。これは一つ目の意見です。

二つ目は、11ページの、弁護士さんであっても執行可能な和解条項案を作成することが必ずしも容易でない場合があるという指摘の点ですが、このような指摘に関して、司法書士として不動産登記の関連の事件の現状についてお話をさせていただきます。実務現場で困るのは、裁判上の和解が成立して和解調書はできたけれども、その和解調書では登記ができないという事案です。このようなことがないように、多くの司法書士は、登記官と事前に協議をしたり、その協議を踏まえて裁判官や書記官と打合せをしながら、その和解調書によって



間違いなく登記が完了するよう念入りに下準備をしながら進めています。そのような次第なので、このような指摘への対応策として、例えば、和解条項の内容が行政庁等、例えば金融機関とか法務局ということになると思われますが、そういった行政機関等に関して事前照会できるような制度、すなわち、不動産登記でいえば、和解条項に関して不動産登記が含まれているものについて登記官に事前に照会するような制度が規律されてもいいのかなとも思いました。ただ、ボリュームによっては当該行政機関等の負担も大きくなってしまいますので、その点については配慮が必要なのかなというふうに思いました。これが二つ目です。

最後です。適用除外についてですが、消費者契約に関するものですが、事業者が一定の支払い、返還ということになる和解について、事業者が、事業者の経済的事情から一括払いが困難であり、分割払いを希望するような事案も考えられると思っていて、このような場合については執行力があるべきというふうに考えています。反対に、消費者が債務を負担するような和解において執行力を付与する場合については、消費者が不本意なまま執行力が付与されて合意が成立したというような事態が起こることのないように、ADRの実施方法はもちろんですが、事前の説明において十分な理解を得ていただくことが前提になるのだろうというふうに考えています。

以上です。長くてすみません。

○垣内座長 どうもありがとうございます。3点御指摘を頂きまして、1点目につきましては、執行力付与があり得るということについての説明の在り方についての御示唆を頂いたということかと思えます。当初の段階での一般的、抽象的な説明と、手続実施についての合意、同意ということと、それから、具体的な条項案がまとまった段階でのより具体的な説明と、執行力付与そのものについての具体的な同意というものの2段階を考える必要があるのではないかと御指摘、それから、2点目は、和解条項を執行力付与にふさわしいものにできるかどうかということの懸念につきまして、例えば登記のように、行政機関との関係で情報の適格性が問題となるというような場合については、当該関係行政機関等と事前に協議ができるような制度ということも考えられるのではないかと御指摘いただきました。3点目は、対象とする紛争の範囲について、消費者紛争の場合に事業者側で分割払いを経済的事情などで希望する場合もあるので、その場合については執行力の付与の必要性があるのではないかと、他方、消費者側で債務を負う場合については、より慎重に考える必要があるのではないかと、そういう方向での御指摘を頂いたということかと思えます。

今、3点御指摘いただきましたけれども、これらにつきまして、ほかの先生方から何かコメント、御意見等、もしおありでしたら伺えればと思えますが、いかがでしょうか。

すみません、ウェブで出井先生が先に手を挙げられていたようですので、出井委員は今の点についての御意見ということでもよろしいでしょうか。

○出井委員 出井でございます。

今の小澤委員の御指摘の1点目、2点目は、恐らくこれは我々ADR機関、手続実施者が実際に新しい制度の下において手続を運用するについて留意すべき点ということであるかと思えます。恐らくいろいろな場合があるので、一律にこうせよということはなかなか難しいと思えますが、小澤委員がおっしゃったような留意点をいろいろ挙げていただいて、正に弁護士会とか司法書士会とか、あるいはADR協会とか、そういうところで検討を重ねていくということになるんだと思えます。

小澤委員の御指摘の3点目は、これは制度に関わることで、なかなか難しいのですが、今回の取りまとめとしては、その辺りにも配慮されてかなり踏み込んで書かれているというふうに理解しておりますので、私は取りまとめとしてはこれくらいでいいのではないかと考えております。恐らく、問題になるのは、小澤委員が提案されたように執行力を与えるときに片面的にすることが、果たして制度として適切なのかどうかという辺りかと思っております。消費者保護等の面で片面的にするということは十分あり得るわけですが、それはそれで、果たしてそういう場合に、今度は事業者の側が応諾してくるのかどうかという問題があって、なかなかその辺りが難しい問題かなというふうに思いますが、今回の取りまとめとしてはこの程度にして、あとはその後の検討に委ねればよいと思っております。

それから、ちょっと遡って恐縮ですが、上田委員の御指摘の点、私は斉藤委員の御指摘に賛成で、私も中身については上田委員がおっしゃること、そのとおりでとは思いますが、問題はそういう合理的な選択をするかどうかという、合理的な選択がなかなかそこまで行かないということだと思いますので、恐らくこれも小澤委員が指摘された説明の問題にも絡んでくると思います。ADR機関として執行力があるということをごだけ前面に出してプロモートするかですね。執行力はADRの実効性の一つの重要な要素ではありますが、それは決め手ではありませんし、逆にそれが独り歩きをして変なふうを受け取られるおそれもありますので、その辺りは、小澤委員もおっしゃったように、手続実施者、あるいはADR機関の説明の仕方として気を付けなければならない、その辺りでその懸念はかなりの程度、解消とはいいませんけれども、低減できるのではないかとこのように思っておりますので、斉藤委員がおっしゃったような目線で考えるべきであるというふうに思っております。

以上です。

○垣内座長 どうもありがとうございます。今の出井委員の御意見は、小澤委員の言われた3点のうち3点目に関しては、現在の取りまとめ案のような書きぶりで十分ではないかということだったでしょうか。

○出井委員 はい、取りまとめとしてはこれくらいでよいのではないかと考えておりました。

○垣内座長 1、2点については、もう少し書き加えての方がよいという趣旨だったですか。

○出井委員 いや、それも、この取りまとめとしては、一言そういう運用上の問題があるということは書き加えていいかと思っておりますが、余りそこに踏み込んで運用上の問題に入り込むと、この報告、取りまとめの趣旨からはちょっと外れてしまうように思うので、私は基本的にこのままでよいと思っております。一言、運用上の問題としてこういうものがあるというのを、あまり長くない程度に書き加えられるのであれば、別にそれは排除するものではありません。

○垣内座長 ありがとうございます。

説明の在り方については、今ですと、8ページの正に承諾率の低下の辺りですけれども、説明を適正なものとする事で解消するといった記載がされていたりすることですけれども、説明の在り方等について検討していくことは重要じゃないかというような指摘があった旨を更に書き加えるかどうかといったところになりますかね。

2点目のところは、11ページのところになりますけれども、この辺りに、続々と発言希望が出ていますけれども、もう少し別の対応策もあり得るという、小澤先生から頂いたような示唆を少し加えるかどうかといった辺りということになりますでしょうか。

今、発言の御希望が出ておりますので、上田委員、お願いできますでしょうか。

○**上田委員** ありがとうございます。少し遡って恐縮ですが、出井委員と斉藤委員の御発言、私が長々と申し上げた関係で非常に強い意見のように聞かれたかもしれませんが、単に応諾率の低下が心配だという理由で執行力の付与全体を断念するような理由にはならないだろうという程度の意見でした。事実上そういうおそれがあるというのは私もそのとおりに思いますし、それについては合理性と別の次元で、いろいろな方策を取っておくべきであろうと、そういう趣旨ですので、仮にこの取りまとめに反映していただくとしても、一言触れていただくだけで結構ですので、御検討いただければ幸いです。

ありがとうございます。

○**垣内座長** どうもありがとうございます。

その点は検討させていただきたいと思いますけれども、では、渡邊委員、いかがでしょうか。

○**渡邊委員** 音声大丈夫ですかね。よろしいでしょうか。

これまでの上田委員の御意見と、それに対する斉藤委員と出井委員からの、人間の合理的な選択という点について、一言だけ意見を申し上げたいと思っております。

専門外ですので、この検討会の後に詳しく調べたいと思っておりますが、たしか行動経済学の研究などでは、やはりリスクを人間が嫌う傾向が明らかになっているというようなデータもあったかと思えます。その点を考慮いたしますと、例えば、執行力を付与することをもちろん前面に打ち出してしまえば、それをリスクという形で受け取られる方も多くいらっしゃるのではないかと、それが実際に応諾率の低下という結果に反映される可能性もあると思うのですが、同時に、上田委員がおっしゃられていたように、応諾をしなかった場合のその後の展開ですね、訴訟に至るような選択肢が残っているということをきちんと当事者の方に御説明することによって、結果的に合理的な判断を促すというような形など、情報提供の在り方というものも工夫していくということが実務上は必要なかと思いました。

以上です。

○**垣内座長** どうもありがとうございます。判断に影響を与える要素として、情報がきちんと認識されているかということがあるので、その情報提供の重要性について意識してはいかかかという御指摘だったかと思えます。

斉藤委員からも御発言の御希望がありますので、斉藤委員、お願いします。

○**斉藤委員** 斉藤です。自分の意見ですが、よろしいでしょうか。

○**垣内座長** 新たな論点ということですか。

○**斉藤委員** はい。

○**垣内座長** そうですか。今まで出てきた点について、もし更に御意見があるようでしたら、それを先に伺ってからと思えますけれども、それでもよろしいでしょうか。

○**斉藤委員** 分かりました。では、待機します。

○**垣内座長** すみません。

ほかの方で、では、お願いします。

○**日本弁理士会** 弁理士会の小林です。小澤委員の御説明の1点目ですが、ほかの方も賛同なさっていましたけれども、執行力の付与についての説明というのを、段階的にでも、とにかく適切な形で行うということをおっしゃっていました。それに関してなんですけれども、もう一步踏み込んで、これは取りまとめに入れるかどうかというよりは、事例として入れても

らうという程度で構わないと思うんですが、当事者がいつ執行力の付与に合意できるかという、その時期的なものについても柔軟性を持って運用するということがすごく大事じゃないかなと思うんです。特に、私どもは知的財産仲裁センターを持っておりますけれども、中小企業の方々が当事者ということも多うございまして、合意したらどうなるかという、その感触が、説明を受けても、それでもなかなか分からないということがあり得るんですけれども、審理が進行していくと調停人に対する信頼感というのが生まれてくるということがあるんですね。そうすると、結論がどのようになるにしても、このような進め方だったら執行力の付与に合意しようというようなことも十分あり得ると思いますので、その合意の時期について柔軟にさせていただきたいと。

それから、もう一つが、合意したら和解交渉から降りてしまうということをおっしゃっていたように思うんですけれども、執行力の付与に合意をしたとしても、まだ和解合意自体ができていない時点であれば、調停から降りるとするのは、これは許していいんじゃないかなという気がいたしました。

以上です。ありがとうございました。

○**垣内座長** どうもありがとうございます。執行力についての同意の時期については、先ほども民事局からも御説明がありましたけれども、仲裁法制部会でも一つの論点と申しますか、検討事項に挙がっているところで、先ほど御説明のあった中間試案ですと、それについては必ずしも執行受諾という形で和解条項で同意が示されるということには限定されないという方向で検討されているようですので、その方向であれば、今の御発言の趣旨には矛盾しないということになるのかもしれないというふうに感じました。どうもありがとうございます。

小澤委員から御発言の希望が出ていますけれども、これまでの論点に関してということで。

○**小澤委員** はい。

○**垣内座長** では、お願いします。

○**小澤委員** 私も、今述べた3点を取りまとめにどうしても入れろという強い意見ということではありません。先ほど出井先生がまとめていただいた方向でいいのかなと思っています。つまり、1点目、2点目については触れていただければ十分だと思いますし、3点目については、今の取りまとめ案に含まれているという理解でもいいと思っていますので、一応その点だけ念のため、お伝えしておきます。

○**垣内座長** どうもありがとうございます。

今の小澤委員の3点につきまして、更に他の委員の先生から御発言等ありますでしょうか。差し当たりよろしいでしょうか。

そういうことで、いろいろ御意見いただきましたけれども、事務局の方でこの点について何か。

○**豊澤部付** 今、上田先生からの御意見と小澤先生からの三つの御意見について拝聴させていただきましたが、まず、上田先生の御意見については、8ページのウの第1段落のところで、執行力について説明が十分なものでなければ、そのような懸念がもっともなことと思われる。しかし、そうであれば、そのような懸念は説明を適正とすることで解消することが十分可能と思われるといった記載がされているところがございまして、ここの部分に、執行力を理由に応諾しないという行動は合理的ではないのではないかという記載を書き加えるとともに、一方で、人間というのは必ずしも合理的なものではないから、やはり説明を十分しないと応諾

率が低下するリスクが残るのではないかという懸念があるということを両方併記する、このウの第1段落の部分に、双方の方向性を書き足すというイメージを私はしたのですが、こういう方向性で良いかについて御意見を頂ければと思います。

それから、小澤先生のADR機関が紛争当事者に執行力について説明をすることが重要であるという御意見については少し書き足すことを考えております。もっとも、2段階の説明といったことについては、各ADR機関さんの御選択によるところもあるのかなとは考えますが、執行力の付与についての説明が重要ではないかというのは、どこに入れるかについて定見があるのではないですが、執行力の付与については説明することも重要であろう、といった記載を入れることを検討したいと思っています。

それから、ADR機関が和解条項を作成することが困難な場合に、行政機関や金融庁と事前相談するような制度についての御意見を頂きましたが、これは御趣旨としましては、立法事項というよりは、恐らく運用面についての御提言であるかと認識したところでございます。この点については、11ページの3の最後のところで、また、今後、和解条項作成のための研修支援体制の強化等を検討すべき面もあろうという記載がある部分にここを膨らませるようなことがあれば、書き加えることも検討できるのではないかと考えております。

最後の消費者についての御意見は、今の記載でも構わないという御意見でありましたので、原案を維持させていただくという方向で考えております。

以上です。

○垣内座長 どうもありがとうございます。

今、事務局から、ただいまの御議論を踏まえて一定の提案がありましたけれども、それについて更に何か御意見等ありますでしょうか。今申し上げたような方向で更に修文を検討するという事でよろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。

そうしましたら、大変お待たせいたしましたけれども、斉藤委員、御発言をお願いいたします。

○斉藤委員 斉藤です。ありがとうございます。ちょっと水を差す議論になってしまうかもしれないと思い、少し早めの方がいいかなと思って挙手をしていました。

総論と各論と結論がありますが、まず総論のところだけ先にお話ししたいと思います。総論の部分としては、こういうことです。このODR推進検討会の役割と法制審との役割分担の点に係る話です。この検討会は法制審に対して、執行力付与についての立法事実の有無、つまりニーズと弊害という立法事実を提供する役割を果たすのがこの検討会での議論だろうと思います。ところが、今回のたたき台の取りまとめ案は、かなり方向性を強く打ち出している内容になっていると思います。つまり、立法事実に関してどういう状況があるのかを淡々と説明するのではなくて、かなり強めに執行力付与の方向で方向づけをするような取りまとめになっている。そのため少し違和感を感じております。

例えば、今日の資料の中でアンケートの回答が別紙2で付けられていますよね。23ページ、24ページにありますけれども、この中で、Q9を基に、かなり強めに賛成、条件付賛成が7割を超えるということを2回ぐらい記載されています。それはそのとおりだと思いますが、ただ、ほかの立法事実に関連する回答としては、例えばQ2があります。履行確保の点に不安があるか、という問いに対して、なかったという事業者が6割近くあるということ

であるとか、Q 8、履行されなかったという相談、苦情を受けた経緯があるか、これに対しでは、ないが73.9%を占めているとか、こういう回答も紹介したうえで、Q 9ではこういう回答になっていますよというように、少し立法事実に関する記述を広げていただいた方がいいのではないかと思います。

それから、Q 9自体に関しても、その後のQ 10を見ていただくと、条件のうち一番回答が集まっているのは、執行力付与の同意について、その旨が和解契約書に記載されていることを条件とするというものです。これはシンガポール条約とは矛盾しますが、そういう回答がかなりの割合を占めているということも、やはり立法事実として提供するべきだと思います。これが法制審で採用されるか、されなはいかは別にしても、ADR機関からはこういう回答が多く寄せられていますよ、シンガポール条約の立て付けとは違う回答になっていますよということをやはり指摘しておいた方がいいと思います。

そういう意味で、結論の部分も、20ページの最後ですね、和解合意に執行力を付与することについては、ついにその機が熟したというべきだろうという、かなり積極的な表現になっていますが、そういう意見が大勢を占めたぐらいだったら分かるんですけども、かなり断定的な言い方になっているのもちょっと気になりました。

総論として、以上のところ です。

○垣内座長 どうもありがとうございます。全体的な方向性と申しますか、この取りまとめの位置づけについて御指摘を一般的な形で頂くとともに、具体的な記載の内容についても何点か御指摘を頂きましたけれども、今御指摘のあった点につきまして、是非他の委員の先生方からも御意見を頂戴できればと思いますけれども、いかがでしょうか。

山田委員、お願いします。

○山田委員 ありがとうございます。山田でございます。今、斉藤委員から総論の部分のお話があり、私も内容的には、立法事実を提供し、それに基づく合理的な推論の結果としての一定の評価を出すということ自体は、この検討会の役割としてあり得ることと思います。そもそもタイトルの、和解合意に執行力を付与することの是非についての取りまとめということですので、一定の評価を出すこと自体はあり得ることと考えております。

ただ、その場合にも、今、斉藤委員が言われたことと重なりますけれども、表現ぶりであるとか、それから、立法事実として挙げているアンケートの紹介の仕方は、できる限りニュートラルに、後に振り返ったり、あるいは、今回の立法作業がどうなるか分かりませんが、将来の司法政策を考える際にもよりどころとなるような書きぶりが望ましいように思います。

そういう意味では、アンケートの紹介の仕方ももう少し、賛否両論あるところも客観的に書く必要があるかという点とともに、例えば、4ページの(2)アとかイのところ、機関が73.9%にも達しとか、6割にも達しというような書きぶりは、やや行き過ぎているのかなというふうに思いますし、7ページの1行目では、阻害要因となることは疑いようがないと書かれておりますけれども、そこまでの因果関係はなお明確ではないのではないかと、あるいは、16ページの1行目の、甲案の妥当性については疑問があるものと思われるといった辺りも、やや表現を和らげるということは検討されてもよいのかなという感想を持っております。

差し当たりまして、以上です。

○垣内座長 どうもありがとうございます。

具体的な御指摘も頂いたところですが、ほかの委員の先生方からはいかがでしょうか。

上田委員、お願いします。

○上田委員 ありがとうございます。度々発言して恐縮です。

私も山田委員とほぼ同じ意見ですが、付け加えることがあるとしますと、今回の取りまとめ案は法制審議会仲裁法制部会の言及も数多く含んでおりますけれども、その取りまとめの議論が仲裁法制部会の延長のように見られないようにするためには、独自の立場から発言するのが有益かなと考えております。

そこで、ODR推進検討会の取りまとめが独自の意義を持つ根拠はどこにあるかと考えますと、一つは、既に御指摘ありましたとおり、今回、多数のADR機関から広くニーズや弊害についての御意見を聴取して、それが立法事実のエビデンスとなるということ、それからもう一つは、ここではODRの推進という観点から、調停合意への執行力付与についても検討するという立場にあることと、この2点に基づいて記載するのが有益と考えております。

その点から見ますと、今回の取りまとめ案の細かな表現ぶりにつきましては、私も若干、整理する余地があるのではないかと考えております。細かな、先ほど山田委員からも御指摘がありました甲案、乙案等の、正に仲裁法制部会で両論併記となっているところに対する意見の表明ということについては、ヒアリングやアンケートの結果だけからでは積極的な意見がどこまで出るかというのは、なかなか難しいのではないかと思います。ODR推進という観点からは何かしらの立論ができるかもしれないと考えております。ここはまたちょっと各論に移りますので、もし後ほど発言の機会があればと思います。

以上です。

○垣内座長 どうもありがとうございます。書きぶりについて、もう少し中立的、中立公平に、両者慎重な見方もアンケートからうかがえる点については、もう少しその辺りも詳細に触れてはどうかといった方向の御意見を複数頂いているところですが、この点について事務局の方では何かコメント等ありますでしょうか。

○豊澤部付 まず、斉藤先生から、大きな方向性として、どこまで法案の在り方について踏み込むのかということと、それから、正に表現ぶりについてやや踏み込みすぎているのではないのかというような御指摘があったものと認識しました。

一方、上田先生や山田先生のお話を聞く限りでは、一定の方向性をこのODR推進検討会として一定の方向性を打ち出すということもあり得るのではないかという趣旨でお話を聞いたところでございます。一定の方向性を打ち出すという報告でよいのかについては、大きな話ですので、他の委員の先生方の御意見を確認させていただければと思います。

それから、細かな表現ぶりについてですが、山田先生から、「にも達し」というような具体的な修文の御指摘がありましたけれども、細かい表現について修文すべき部分については、委員の皆様の御意見を反映させたいと考えております。もし可能でしたら、具体的に御指摘いただければ幸いというふうに考えています。

長くなったのでまとめさせていただきますと、まず、大きな話として、一定の意見を打ち出すという方向性はそれでよいのかどうかということと、それから、細かい表現を直す余地があるということはそのとおりだと思いますので、具体的な御指摘があるのであれば、頂ければ

と考えております。

以上でございます。

○垣内座長 どうもありがとうございます。

今、事務局からお尋ねがありましたけれども、まず、この検討会として、具体的な法制の在り方等も含めて、どこまで方向性を出すのがよいのかという点について、委員の先生方のお考えはいかがかということと、それから、アンケート結果の紹介等々の表現ぶりについて、更に直すべき点があれば御指摘を頂きたいということでもありますけれども、いずれにつきましても、御意見あれば、是非伺いたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

どちらが先か分かりませんが、出井委員でしょうか。

○出井委員 上田先生、先にどうぞ。

○垣内座長 では、上田委員からお願いします。

○上田委員 すみません。意見表明の是非ということについては、私は一定程度ですべきだと考えております。それは先ほど申し上げたとおりであります。

表現ぶりにつきまして、私からも1点だけ気になった点を挙げさせていただきます。12ページの(2)アの2段落目、ここは私の読みが正しいかどうか分からないのですが、「もつとも」以下の、そのような特徴は調停が国際的なものであるかどうか起因するというよりは、というところですが、これは私が理解するところ、仲裁法制部会の部会資料5-2の、恐らく4ページ目辺りにある、国際調停の方が多くの場合、一定額以上の商取引に関する紛争について、当事者双方に法曹有資格者等の専門家が手続代理人として選任され、そのような当事者が慎重かつ十分な検討重ねた上で和解合意に至る蓋然性が高いと、こういう指摘に対しての応答になっているのかなと思いますが、仲裁法制部会で出された個別の意見に対してODR推進検討会の取りまとめの中で反論を出す必要があるのかというのは若干疑問がありまして、そういう、正に仲裁法制部会の中で平場で行われている議論をそのまま取りまとめの中でも継続するというのは、私は若干、控えてもよいのかなという気があります。

以上です。

○垣内座長 ありがとうございます。今の御指摘は、取りまとめ案の12ページのB to B事案についてと書かれている項目があるわけですが、こちらの記載を一部または全部やめた方がいいのではないかと、そういうことになりますでしょうか。

○上田委員 具体的な成案があるわけではないのですが、仲裁法制部会ではこういう議論がされているということ、それから、こちらではそういうことはあまり懸念されなかったという、この検討会の中の議論の客観的な報告をすることは、特に問題がないとは思いますが、取りまとめの総意として、特定の見解を打ち出すべきかは、若干疑問が残ります。それから、仮にここについてODR推進という観点から考えるのであれば、前回少しだけ発言させていただきましたけれども、国際商事調停のB to Bのものであっても、今後きちんと代理人が付いてという状況が維持できるかどうか分からないという、国際的なプラットフォーム上で中小企業が取引をして、それで紛争になるということも今後は増えてくるかもしれないと思うので、そういう観点から、この前提をODR推進検討会の立場として相対化するというような議論はあり得るかもしれないぐらいは考えました。

以上です。



○垣内座長 どうもありがとうございます。

そうしましたら、出井委員から先ほど御発言の希望がございましたので、出井委員、お願いいたします。

○出井委員 出井でございます。ただいまの上田委員の御指摘の点は、なかなか難しいところで、実態がこうであるということと、それが国際の場合制度的に担保されているのかどうかというのは、また別なものですから、なかなか書き方として難しいところであると思います。私はそこをコメントしようと思っていたわけではないので、その点は一言だけ申し上げておいて、全体について意見を申し上げたいと思います。

今回の取りまとめ案ですけれども、冒頭、垣内座長から御説明があったように、これまでの当検討会での議論、それからアンケート、ヒアリング等に基づいて、民間調停における和解合意に執行力を与えるかどうかの是非についての取りまとめということになるかと思いません。これも皆さんから御指摘があったように、ニーズ、弊害・隘路についてまとめて、制度化の方は仲裁法制部会ということになるかと思いますが、そちらの議論の参考に資するという目的で作られたもので、全体として、その目的に沿った取りまとめになっているというふうに私は思っております。確かに、斉藤委員はじめ何人かの方から御指摘があったように、表現として熱が入り過ぎている、若干ニュートラル性を欠くのではないかというきらいもあって、その辺りは御検討いただきたいのですが、大きな趣旨としては、私はこの取りまとめの趣旨でよいのではないかと考えております。

大きなところで問題になるのは、恐らく14ページ以降の当検討会における検討状況ということで、仲裁法制部会における甲案、乙1案、乙2案ということを挙げて、ニーズ面及び弊害面を含めその得失を論じている部分、ここが当検討会としては踏み込み過ぎではないかという御意見はあるかもしれません。甲案、乙1案、乙2案という名前を挙げるかどうかはともかくとして、私はある程度、利害得失にも踏み込んだ言いぶりをこの検討会でしてもよいのではないかと考えております。それを全くせず淡々とニーズ、弊害としていわれていることを挙げるというのでは、やはりこの取りまとめとしては若干十分で、正に表題が是非についての取りまとめということですから、既に仲裁法制部会で議論されていることを踏まえて、当検討会独自の立場でその利害得失を述べるということは、私はあってもよいのではないかと、そこが正に、そこまで記載していただいて初めて仲裁法制部会での検討の参考にも資するというふうになるかと考えております。

幾つか、先ほど何人かの方からあった個別の点も指摘申し上げてよろしいでしょうか。

○垣内座長 お願いします。

○出井委員 何点かございますが、まず5ページの真ん中ぐらいのところで、「ユーザーである紛争当事者やその代理人の視点からすると、ADRの利用を阻害する要因となることを直視すべきであろう」と、ここもかなりはっきりとした表現で書かれていますが、これは「阻害する要因となり得る」ぐらいの表現の方がよいのではないかと考えています。

それから、その下に、「ヒアリングにおいても和解合意の実効性を確保するため、実際上記のような手法の活用を努めているADR機関から、なお、ADRによる和解合意に執行力が付与されることを強く求める意見が複数見られたところであり」として、この中に第二東京弁護士会も挙げられておりますが、「強く」とまで言われると、恐らく二弁はそうではない、二弁の中でも実は別の意見もあったぐらいですから、「強く」というのは書き過ぎで

はないか、少なくとも二弁については、恐らくこれを見た第二東京弁護士会は、そこまで言ったかなと言うのではないかと思います。

それから、6ページ、下の方のエの直前のところですが、「代理人の視点からは、ADRによる解決が必ずしも魅力的な選択肢として評価されていないのが実情であり」と、これもかなり断定的で、その発言をした人はそういう評価をしていたのかもしれませんが、これが代理人全体の評価のようにも取られてしまわないかなというところが気になるところです。ここはもう少しニュートラルな表現、あるいは、そういう評価もあるとか、それくらいの表現にしていだければと思っております。

それから、8ページ、これも真ん中ぐらいですかね、ウの4行ぐらい上ですが、「執行力の付与を望まない機関にそれを強制する」というのがありますが、これも表現としては非常にきついで、ここはもう少し柔らかい表現にしていだければというふうに思います。

それから、13ページの7行目ですかね、また、シンガポール条約の起草に至るまでの経緯というところで、実際にこれは山田委員から御紹介があった点だったかもしれませんが、山田委員にお伺いした方がいいのかもしれませんが、「濫造されるおそれがあり得ることを踏まえて」というのはいいのですが、「大いにあり得る」というふうに書く必要があるのかどうかちょっと気になったところです。単に「あり得る」ぐらいでよいのではないかと思います。

それから、13ページの最後の行ですが、「むしろ、本検討会においては、調停人の適格性については、」というところです。ここを削ってほしいという趣旨で申し上げているわけではなくて、この点は確かにそのとおりで、私も実はそういう発言を当検討会だったか、仲裁法制部会の方でした記憶がありますが、この点を余り強調すると、国際の方はそういう制度的担保がないということが強調されてしまって、ちょっと気になるなという気がしました。ただ、ここは削った方がよいという趣旨ではありません。余りここを強調することはいかなものかというぐらいの話です。

最後の、斉藤委員から御指摘のあった、「機が熟したと」というところで、もし別の表現があれば、斉藤先生もおっしゃったんですかね、「積極的に検討する状況が整った」とか、ただ、余りトーンとしては変わらないかもしれませんが、もし気になるのであれば表現を工夫いただければと思います。

もう一回申し上げますけれども、全体としては私はこれくらいの踏み込みはあってよいのではないかと思います。一方、私を含め何人かの委員から御指摘のあった個別の表現の点、それから、特に斉藤委員の御指摘のあった、アンケートの結果とかヒアリングで違うこういう意見もあったということは、方向性を出す上についても、やはり載せていただいた上でという方が公平だと思いますし、後々の検討に資すると思いますので、そこは是非御検討いただければと思います。

以上です。

○垣内座長 どうも、大変詳細な御指摘を頂きまして、ありがとうございます。

まだほかの委員の先生方からも複数、御発言の希望を頂いておりますので、川口委員、お願いできますでしょうか。

○川口委員 川口でございます。私からも、今の出井委員の御発言にも関連している部分にもなるんですけれども、表現の正確性確保という観点から、1点、修正の御提案をさせていた

だきます。

18ページに当センターの意見としまして、消費者と事業者との間の紛争を執行力の付与の適用除外とすることについては、強く反対する旨の意見を述べるとともに、といった記載となっておりますけれども、慎重であるべきとの意見を述べるとともに、といった形に修正を頂けたら有り難く思っております。

また、あわせて、その続きですけれども、執行力の付与に対するニーズの充足と弊害への懸念の払拭の両立する方法を模索すべき、とあるところですが、この部分につきましても、懸念の払拭を両立する方法を模索して、丁寧に検討すべきである旨の意見を述べており、といった表現に訂正いただけたら幸いです。どうか御検討くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

○**垣内座長** ありがとうございます。すみません、ちょっと私の方で今、聞き漏らしてしまったんですけれども、2点目の方は、4ページのところの文言を、懸念の払拭を両立する方法を模索、の後について、どうおっしゃいましたでしょうか。

○**川口委員** 模索して、丁寧に検討すべきである旨の意見を述べており、といった表現にしていただけたら有り難く思います。

○**垣内座長** 承りました。どうもありがとうございます。

○**川口委員** よろしく願いいたします。

○**垣内座長** そうしましたら、続きまして山田委員からお願いできますでしょうか。

○**山田委員** ありがとうございます。何度も発言させていただきまして、すみません。山田でございます。

まず第1点ですが、私の取りまとめ全体に対する評価は先ほど申し上げたとおりですので、繰り返しませんが、先ほど出井委員から御指摘を頂き、私も申し上げようかなと思っていたのですが、13ページのシンガポール条約の起草に至るまでの審議に関して、濫用的な和解合意について濫造のおそれが大いにあるというふうに、非常に強く書いておられるんですけれども、そこまでの議論は実際にもしておりませんので、濫用されるおそれがあり得るという程度にしていただけましたら、実態とも沿うのかなというふうに存じます。

それから、もう1点、内容について少し実質的な意見もあるのですが、それは後で、もし時間があつたらということで申し上げたいと思いますが、最後のおわりにのところです。先ほど来お話がありますように、ついにその機が熟したというのは、ややレトリカルな表現になっていますけれども、より実質的には、このような執行力の付与を設けることによってADRの多様化が図られ、それによって紛争解決の選択肢が国民にとって増えると、それによって解決手続の充実ですとかADR、ODRの利用促進が図られて、それが最終的に司法制度改革の趣旨に沿うとか、最終的な文言はお任せいたしますけれども、そういった実質的な内容をお書きいただく方が建設的かなというふうに思いまして、意見を申し上げます。

以上です。

○**垣内座長** どうも、大変貴重な御提言をありがとうございます。

それから、斉藤委員からも御希望が出ていますので、斉藤委員、お願いします。

○**斉藤委員** すみません、何度も。意見の趣旨としては評価とかをするなということではありません。ただ、そのトーンを少し考えてほしいという意見です。単に事実や意見の羅列で終

わりにするというのでは、やはり私もよくないと思っけて、一定程度の評価、方向性というものは必要だと思っけて。ただ、ちょっと前のめりになり過ぎてはないですかというのが率直な意見の趣旨でした。

各論として二、三、申し述べます。まず、出井委員もおっしゃった6ページの下のエの上のところ。ADRを利用する弁護士の代理人としてみた場合、現時点では執行力はないけれども、やはりADRによる解決が魅力的な選択肢として評価している弁護士もかなりいるわけですので、ここは是非表現を改めてほしいと思っけています。

それから、少し違う論点ですが、同じページの一番上、1行目にODRの最大のメリットという表現があります。ODRについて余り議論しないうちに執行力付与の問題に入ってしまったために、ODRの実態把握が深められていないままこの表現が出てきてしまっけており、ちょっと大丈夫かなという感じがします。最大のメリットと言われると、まあそうなのかもしれないけれど、こう言い切っけて大丈夫なのかなという感じがちょっとします。ここも書きぶりの問題として工夫していただければと思っけています。

あと、ページが飛びまっけて、11ページの2段落目の「もっけても」から始まるところ。もっけても、現状においてもということで、執行力を付与する試みが行わっけているところ、この場合にも、その決定内容いかんでは、裁判所による執行決定を得られないリスクがあることに変わりはなく、上記の意見や指摘はADRによる和解合意に固有の問題とはいえない、とあります。これは確かに山田先生とか出井先生などから多数御指摘があっけていた点だっけていたと思っけています。これはそのとおりのことではあるけれども、ただ、私は、今後は、このリスクによるトラブルが今までに比べてかなり質的にも量的にも増大することを非常に懸念しているわけ。そのようなこともできれば付け加えていただければ、この段落の最後の行、3のすぐ上の行で指摘されている研修支援体制の強化の重要性に結び付くと思っけています。懸念があるからこそ、執行決定が得られる条項を作るにはどうしたらいいのかという研修の強化が必要になるわけですので。

以上です。

○垣内座長 どうもありがとうございます。

それでは、続きまっけて、佐成委員、お願いできますでしょうか。

○佐成委員 私の方は、細かい表現ぶりにつきまっけてはそれほど原案に違和感がなかつけていたもの。ですから、大きな点のみを申し上げたいと思っけています。

基本的に、取りまっけておめタイトルのにもあるとおりの、執行力を付与することの是非についての取りまっけておめとなっけておりますので、皆様おっしゃっけていたとおりの、一定の方向性を示すということには賛同いたします。

私が申し上げたい点は、先ほど山田委員がおっしゃっけておられた部分について共感を覚えるということ。つまり、1ページ目、ADRの拡充、活性化という、おおもとのところからスタートして、執行力の付与というのはそういった実質的な意味での拡充、活性化に資するということ、そういった方向性に沿っけているという形で最終的に締めくくる、抽象的な書き方であれ、そういうふうな形で取りまっけておめいただいた方がよろしいのではないかという御意見だっけていたと思っけています。私もそう感じています。

その上で、何を言いたいのかといっけていますと、原案では是非についての検討の部分、ニーズに対して弊害、隘路を対置するという形になっている点についてであります。これ自体は内

容的に問題ないとしても、ここでフォーカスされているのがニーズとなっている点についてです。つまり、是非について語る場合には、弊害に対しては、やはりメリットを対置するということになるのではないかとということです。もちろん、メリットは、先ほど、抽象的ではありませんけれども、ADRの実質的な活性化に資するということですが、原案では形式的にはニーズ対弊害、隘路という形になっていて、ニーズの背後にあるメリットが必ずしも明示されていません。要するに、執行力を付与することの単なるニーズのみならず、実質的なメリットについてももう少し明示した上で、それとデメリットとを総合的に検討した結果、こういった一定の方向性があり得るのではないかとという取りまとめの方がよろしいのではないかと感じを抱いております。

以上でございます。

○垣内座長 どうもありがとうございます。

続きまして、山田委員、お願いできますでしょうか。

○山田委員 五月雨式で大変失礼いたします。山田でございます。

2点、内容に係ることで意見を申し上げたいと思います。一つは、5ページの最後の段落の、また、近時、ODRの導入がというところで、先ほど齊藤委員も少し触れられたところに関連するのですが、ここでは、オンライン上で手続が完結するということが大きなメリットだとされています。それ自体はそうかもしれないのですが、この場合の完結の意味がどこまでを指しているのかという点がやや気になるところでございます。といいますのも、仮に執行力を付与するという法制になった場合であっても、ODR手続終了後に執行決定を得るという手続は踏まなければならない、そこは今のところ、やはりオフラインになるだろうというふうに思われるところでして、それと比較されているのが執行証書であるというところで、ややずれが生じてしまっているのではないかと懸念いたしまして、そういう意味では、執行決定がオフラインですので、この完結の意味をどのように考えるべきなのかということをし説明をする必要があるのかなというふうに思います。

これは書いていただくかどうかは別の問題ですが、個人的には、執行証書においては、和解成立後に改めて執行力付与についての債務者の受諾を得なければならないというコストがあるというのに対して、執行決定においては、債権者の申立てと法定の事由の不存在だけを判断するということになり、改めて執行決定の段階で債務者の合意を取るというコストを掛けなくてもよいという点で異なってくるということだろうと思いますので、そんなに長々書いていただく必要は全然ないのですが、少し御説明が要るかもしれないというふうに思ったという点が1点でございます。

それから、もう1点は、これは細かいことなのですが、10ページのカのところですが、カはタイトルとして、執行裁判所において執行を認めない旨の判断をされた場合というふうに書いておられて、しかし、本文においては、これから規定されるかもしれない執行決定のことをお書きのように見えるのですが、これはその場合にも、カのタイトルは執行裁判所のままでよろしいのかどうかということをし1点、お伺いさせていただければと思います。

以上でございます。

○垣内座長 どうもありがとうございます。

今の最後の点は事務局への御質問ということでしたので、事務局からお願いします。

○豊澤部付 事務局の豊澤でございます。おっしゃるとおり、ここにおいて執行裁判所と書いておりますけれども、今の段階で執行裁判所と書くということ自体はややミスリードではないかという御指摘はごもっともかと思しますので、カのタイトルのところは、「執行裁判所において」の「執行」は削除する方向で検討しようかと思えます。このような修文でよろしいでしょうか。

○垣内座長 執行を取るという対案を示されましたけれども、山田先生、それでよろしいでしょうか。

○山田委員 はい、ありがとうございます。それに対応して、細かいことを言えば、例えば本文の1行目で、和解合意書の中に執行受諾文言を記載することとなった場合というふうに、かなり限定して要件を書かれておられる点でありますとか、あるいは2行目に、ADR機関が執行に耐え得る和解条項というような書きぶりをしておられますけれども、執行に耐え得るという書きぶりでもよろしいのかどうかということも、少し御検討いただければ幸いに存じます。

以上です。

○垣内座長 今の、執行に耐え得るところについては、何か山田委員の方で、こういった書きぶりの方がよろしいのではないかといったお考えはおありでしょうか。

○山田委員 いや、特にはないのですが、幾つか同じような趣旨で出てまいりますので、統一していただいて、同じ話をしているんだということを分かりやすくしていただければよろしいかと思えます。

○垣内座長 ありがとうございます。今の点、よろしいですか。

○豊澤部付 分かりました。執行に耐え得ることが、理論的に謝っているかどうかという問題よりは、むしろ表記のずれのようなものと理解しておけばよろしいのでしょうか。

○山田委員 はい。債務名義としての適格性といいましょうか、正確性の問題であるのか、それとも、そもそも執行の対象となる債務であるのかどうかなど、様々な趣旨が含まれそうありますので、そこを整理していただければそれで結構かと思えます。

○垣内座長 ありがとうございます。

そうしましたら、渡邊委員、お願いいたします。

○渡邊委員 ありがとうございます。渡邊です。大変細かい点で恐縮なんですけれども、13ページの一番下に脚注の4が書かれていると思いますが、eBayでは主に調停を取り扱っているわけではなく、当事者間の交渉で9割以上を解決していると言われておりますので、書くとしたら、例えば、プラットフォーム事業者として世界的にイーコマース事業を展開するeBayでは、利用者間のトラブル解決を実現するためのオンラインサービスを提供しており、その取扱件数は年間6,000万件を超えると言われていたというような内容になるのかなと思まして、指摘をさせていただきました。

以上でございます。

○垣内座長 ありがとうございます。eBayのやっていることは調停とは少し違うということですね。

○渡邊委員 そうですね。

○垣内座長 ありがとうございます。では、ここはそれを反映してということで。

続きまして、上田委員、お願いできますでしょうか。

○**上田委員** 何度も恐縮です。各論について、先ほど少しお話にもありました甲案、乙案の部分ですけれども、私も取りまとめにおいて積極的な提言をしていくということは賛成でありまして、甲案、乙案についてもODR推進検討会という立場から特定の意見を提出するということは可能であろうと考えております。

というのも、ODRにおける執行は、調停合意自体に執行力を付与するか、それとも別途、執行証書等を作成する手続を利用するのかという二択ではなく、限定された領域かもしれず、先ほど山田委員からも少し御言及があったことと関連しますが、ODR自身がエンフォースメントを完結させるような、そういう在り方もあり、そういうところまで考慮に入れるというのは、この検討会独自の視点だと思います。そのような観点から、仮に甲案を選択しますと、既存の、例えば国内紛争向けADRのIT化という意味でのODRに際しては、例えば従来どおりの債務名義形成を要し、しかし、他方でプラットフォームの提供するIDR等では、決済サービス等、様々な方法を通じて迅速なエンフォースメントを完結されるというように、権利実現において大きな不均衡が生じるおそれもあるのではないかとすることを指摘できそうであり、それが紛争当事者の紛争解決手続選択に何らかの圧力を掛ける事態も懸念されます。ですので、ODRの世界では、執行は従来の仕組みにとどまればリスクが生じないという地点で議論が終わるのではなくて、ADR及びODRが総体として適切なエンフォースメントの在り方を積極的に検討し、規律する必要がある、その一環として、執行力付与というオプションを完全に排除した状態でその検討を行うというのはあまり適切ではないというようなことは言えるのではないかと、現時点では考えております。

以上です。

○**垣内座長** どうもありがとうございます。

川口委員、お願いできますでしょうか。

○**川口委員** 川口でございます。先ほど、渡邊委員から13ページのeBayの御説明がございましたけれども、それにも少し関連してという部分になりますが、13ページの11行目以降に、越境消費者紛争に関するADRが急速に拡大していることについて言及されておりますが、この点に関しまして、日本の消費者が巻き込まれている越境消費者紛争そのものも増えていることを、御参考までに紹介いただけたらと考えます。

eBayとは比較にはならない規模ではございますが、本検討会の第3回の際に御紹介させていただきました国民生活センター越境消費者センターには、年間約6,000件の相談が寄せられております。越境消費者紛争につきましては、その特徴からも、解決方法としてODRが果たす役割が大きくて、今後もその役割は拡大していくものと考えております。先ほど上田先生からも、ODRの推進について検討を行う本委員会としての方向性といった言及もございましたし、もしもお役に立てるということであれば、一緒に御紹介いただけたらと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

○**垣内座長** どうもありがとうございます。

これまで発言の希望を頂いた先生方に一応、一通り御発言を頂いた状況かと思っておりますけれども、多岐にわたる大変建設的な御意見を多々頂戴いたしまして、誠にありがとうございます。

事務局の方で、今まで頂いた御意見への対応等について、何かコメントいただけるところはございますか。

○豊澤部付 皆様，たくさんの御意見を頂きありがとうございます。少し前のめり過ぎる表現ではないかという御指摘を皆様から頂いて，おっしゃるとおりだなと思ったところもあるところでございます。

念のために確認させて頂ければと思いますけれども，今，具体的に御指摘があったところをばらばらと読み上げさせて頂きます。まず，4ページのアの2行目で「73.9%にも達し」，あるいはその下のイの㊦の上から3行目「6割にも達し」の「も」は除いた方がいいのではないかと御意見を頂いたので，御指摘のとおり直そうと考えております。

それから，5ページの真ん中で，「このことは，ユーザーである紛争当事者やその代理人の視点からすると，ADRの利用を阻害する要因となること」というのを「なり得る」とした方がいいかという御指摘を頂きましたので，そのように修文したいと考えております。

それから，その5行ぐらい下の「なお，ADRによる和解合意に執行力が付与されることを強く求める」の「強く」は書き過ぎではないかという御意見を頂きましたので，これも削除の方向で考えたいと思っております。

5ページの下から6ページの上の部分については，山田先生と斉藤先生から御意見を頂いて，執行決定のところはオフラインなので，完結という言葉について説明が足りないのではないかというのが基本的な両先生の御趣旨かと認識致しました。この部分については山田先生から先ほど説明の補足の方向性を頂きましたので，もしもほかの委員の皆様から御異存がなければ，そういう方向を書き足すことを検討したいと思っております。

それから，6ページのエの段落の上の「少なくとも」からの段落は，出井先生，斉藤先生から，書き過ぎであるという点は，それはごもっともだと思いますので，少なくとも代理人全体からADRが評価されていないかのように書くのは失礼な表現であったかと思っておりますので，適宜修文を検討したいと思っております。

それから，7ページ目の1行目の「阻害要因となることは疑いようがない」というのも，言葉が強過ぎるのではないかという御指摘を頂きましたので，これも修文をさせていただければと考えております。

それから，8ページのイの「もっとも」の段落の上から6行目，「執行力の付与を望まない機関にそれを強制することは妥当でなく」という，「強制する」という単語が少し強いのではないかという御指摘も頂きましたので，修文を考えたいと思っております。

それから，10ページのカのところについては，「執行裁判所」という表題のところの「執行」が要らないのではないかと，それから「執行に耐え得る適切な和解条項」という「表現ぶりについて一定のことを整理して書いた方がよいのではないか」という御指摘があったかと思っておりますので，そこについては再度検討して修文したいと思っております。

一方で，11ページでは，債務名義を作成できないリスクというのが今後増大されることが懸念されるので，その観点から，研修支援の体制の強化がもっと重要なことであるということを書くべきではないかというのが斉藤先生からの御意見であったかと思っております。ここについては，研修支援体制の強化がいかに必要かというのを書き足していくというイメージでよろしいでしょうか。もし斉藤先生の方に御意見があれば，特に，リスクが飛躍的に仲裁よりも大きくなると考えられるので，支援研修体制の構築が非常に重要であるということを書き足すのであれば，修文が可能ではないかと考えております。

○斉藤委員 斉藤です。今のご説明の趣旨で，御一任いたしますので，書きやすい書き方でお



任せします。

○豊澤部付 ありがとうございます。

12ページの(2)の「いわゆるB to B事案について」というところの2行目で、これが仲裁法制部会に対するじかの反論になっているのではないかという御指摘を上田先生から頂いたものと認識しています。ここについては、我々の検討会の進め方の問題とも思うんですが、我々の検討会には、仲裁法制部会の資料を出して、なおかつ、こちら辺は仲裁法制部会では前提となっているので、それを基に議論してくださいという進め方をしております、議論としてはこのような議論が本検討会でもあったと認識しております。そもそも仲裁法制部会にじかに反論するような議論の進め方をしたことがどうだったのかという批判はあり得ることだろうと思いますが、本検討会の議論としてあったものとして、基本的には残していく方向で考えさせていただければと思いますが、上田先生から御意見をいただければと思います。

13ページの「また」の段落で、「大いにあり得る」の「大いに」は書き過ぎであると山田先生御自身から御指摘がございましたので、削ろうと思います。

13ページのその下の「さらに」の段落のところにつきましては、国民生活センター様の相談件数を書き足す、これは恐らく4の注のところに書き足すということになるのではないかと現時点では考えておりますが、相談実績として、正に日本の国際調停の件数という意味で重要な事実だと思いますので、記載させていただきます。あと、eBayの記載については渡邊先生の方から正確な記載を示唆いただいたところがございますので、そのように修正したいと考えております。

その次の、13ページの一番下からの段落については、出井先生から、私の理解では、修文まではしなくていいけれども、余り強調し過ぎるのはよくないというようなニュアンスで御発言されたもの認識しているのですが、その理解で誤っていないかどうか、出井先生に御確認させていただければと思います。

それから、16ページの1行目で、「疑問がある」というのがちょっと書き過ぎではないのかという御指摘があったところですが、特にここは結論にも大きな影響を与える単語になるかなと思いますので、もし山田先生に代案の御提案がございましたら、頂ければというふうに思います。

それから、18ページの、正に「国民生活センター理事である委員は」という部分の記載については、川口先生自身から御意見いただきましたので、もちろん川口先生の御意見どおりに直すことにさせていただきたいと思います。

最後の20ページの「以上のような検討結果」について、「その機が熟した」ということ記載するよりも、むしろADRの多様性が広がって、紛争解決の手段が国民にとって幅広く開かれて、ADRの可能性が広がるといった、もっとそういうメリットのことを具体的に書くべきではないかというような御指摘が山田先生や佐成先生からあったものと認識しておりますので、他の委員の先生から異存がなければ、「機が熟した」という表現ではなく、具体的なメリットを記載していくという方向性で締めることをと考えたところがございます。

それから、アンケートの結果について、本文での引用が十分でなく、Q2等についても引用すべきではないかという斉藤先生の御意見がありましたので、それも引用する方向で検討したいと思っております。

ざっくりとした事務局としての修文の理解は以上なのですが、もし抜けがあったり、あるいは、私の方から再度質問を返させていただいたところについて、御意見を頂ければ幸いです。

○垣内座長 どうもありがとうございます。

今の事務局からのお答えの中で、出井委員、山田委員に対して更に確認のお尋ねをしている部分もあったかと思しますので、もし何か御発言いただけるようでしたら、お願いします。では、出井委員、お願いします。

○出井委員 出井です。

もう1点、11ページの、先ほど斉藤委員からの御指摘に対して豊澤さんの方でお答えになったところなのですが、これも、斉藤委員がおっしゃったような要素はあって、実は弁護士会ではそこを結構心配しているわけですが、ただ、債務名義のトラブルというか、それが飛躍的に増えるとまで書くと、それはまた逆に行き過ぎではないかと思えます。こういう執行決定が得られるか、あるいは債務名義になるかどうかということが問題になるような和解、単純な金銭支払でそういうトラブルが起こるとは思えませんし、そんなに飛躍的に増えるとまでのことはないのではないかと、ただ、そういう要素はあるので、それは書いてもらいたいというぐらいのことではないかと思えます。ここも余り前のめりというか、逆に後ろのめりにならないようにしていただきたいと思っております。

以上です。

○垣内座長 どうもありがとうございます。事務局の方は今の方向でよろしいでしょうか。

○豊澤部付 承知いたしました。

○垣内座長 山田委員の方からも何か補足で御意見いただける場所ありますでしょうか。

○山田委員 ありがとうございます。16ページの1行目のところのお尋ねですが、私も今すぐには適切な文言が思い浮かびませんので、先ほど申し上げました、あるいは今日の会全体の御趣旨かと思えますけれども、少し表現を和らげていただくという御工夫を頂ければと存じます。申し訳ありません。

それから、今、出井委員もお話しになった11ページのところですが、私も、弊害が飛躍的にというか、非常に多くなるというエビデンスもまだないのかなというふうに思います。他方で、懸念をお書きいただくのは結構かと思ひまして、それとの関連で、11ページの最後の3の直前の行で、研修支援体制の強化等というところがあり、そこにつなげていただくのが相当ではないかと思ひます。先ほどの事務局のまとめで私が聞き落としたかもしれませんが、ここの点は触れられなかったかもしれませんが、少し詳しくにお書きいただいてもよいのかなというふうに思ひました。

以上です。

○垣内座長 どうもありがとうございます。

これまで多岐にわたる御意見を頂戴してまいりましたけれども、後に時間があればという形で御意見を留保された御発言もあったように記憶しておりますので、何か更に追加で御意見があれば、是非この機会に伺えればと思ひますけれども、いかがでしょうか。

おおむね御意見は頂戴できたと承ってよろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。大変充実した御議論を頂きまして、改めて感謝申し上げます。一通り御意見は頂けたということかと思ひますので、執行力の付与に関する取りまと

めについての御議論ということでは、ここまでということにさせていただければと思います。

本日、大変貴重な御意見を多々頂いておりまして、先ほど事務局からも一定の整理をしていただきましたけれども、それらの点について所用の修文作業を行っていただくということになるかと思えます。恐縮ですけれども、最終的な取りまとめ文書の確定ということにつきましては、私、座長に御一任いただくということをお願いしてよろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。それでは、御異議がないということですので、そのような形で進ませていただきたいと思います。

次の議題に入るには、もう時間がないでしょうか。

○豊澤部付 そうですね、中途半端になるかと思えます。

○垣内座長 そうしましたら、冒頭申し上げましたように、時間があれば、更にODRの推進に向けた御議論ということを考えておりましたけれども、ほぼ予定された時間が尽きているということですので、その点については次回以降ということでもよろしいでしょうか。

そうしましたら、本日の御議論としては以上ということにさせていただきたいと思えます。事務局から今後の日程等について御説明を頂ければと思います。よろしく申し上げます。

○豊澤部付 それでは、豊澤の方から説明させていただきます。

次回、第7回になりますけれども、こちらは3月30日火曜日、午後3時から午後5時までの予定でございます。場所としては法務省20階の第1会議室で、現在と同じ場所でございます。

原則ウェブ会議にするかどうかにつきまして、ここ2回程度は原則、ウェブ会議ということでお願いしているところでございます。御承知のとおり緊急事態宣言が延長されまして、今のところ2週間の延長と聞いておりますけれども、3月30日についてどうなるのかについては、まだ不確定なところはございます。ただ、いずれにせよ緊急事態宣言が明けてからそう間もないときになると思えますので、既に法務省に来省する方法で御参加という御要望を頂いた方もおられますけれども、事務局としては原則としてウェブ参加ということで再びお願いしようと考えております。こちら辺については、詳細についてはまた追って事務局からメールさせていただきたいと思えます。

それから、4月以降の日程については、日程確認をさせていただいているところですが、会議室の関係で少し固まってははいないのですが、4月分については、ゴールデンウィーク中で大変恐縮だとは考えておるんですけれども、4月30日の午後を検討しております。具体的には午後3時から午後5時で検討しております。正確なところが決まりましたら事務局からメールをさせていただきますが、今のところ4月30日午後3時から午後5時を予定としておりますので、お伝えいたします。また、5月以降の日程につきましても確定し次第、速やかに連絡します。

私からは以上です。

○垣内座長 委員の先生方におかれましては、本日に至りますまで、大変限られた時間ではございましたけれども、この検討会の第1段階での検討対象であります執行力の付与の問題について、本日も含めて、大変充実した御議論を頂いたと思えます。心より感謝申し上げます。先生方のおかげさまをもちまして、執行力の付与に関する取りまとめへのめどを付けていただくことが本日、できました。誠にありがとうございました。

次回以降、ただいま事務局からも御説明がありましたけれども、3月末以降ということに

なりますけれども、ODRの今後の推進に向けた問題につきまして、更に御意見を賜れればと思っておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

そうしましたら、本日の会議はこれで終了とさせていただきます。

本日も誠にありがとうございました。次回以降もよろしくお願いいたします。

—了—